

調査事業に係る事後評価記載様式

総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

信濃町では、地域の公共交通を取り巻く諸環境及び利用実態、また公共交通に対する住民意向を把握する為、高校生以上を対象とした住民アンケートを実施し、また、バスの利用実態等について乗降調査を実施しました。これらの調査を実施する事により、事業計画を策定する上で必要な基礎資料を得ることが出来ました。様々な方面から調査を実施した事から、目指すべき公共交通を実現するための連携計画策定に向けた調査は適切に行われたと考えられます。

連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

信濃町の地勢、公共交通の状況、人口動態、交通空白地等のデータを整理するとともに、高校生以上を対象に全戸アンケート、乗降調査を実施し、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握しました。

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

病院や地域商店街等へのアクセスを図るとともに、平成24年度開校の小中一貫教育校へのアクセス等踏まえつつ、公共交通を関連づけた個別課題の改善に向け問題点・課題の整理を実施しました。

2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

本計画では、交通不便者の日常的な移動手段を確保する事や地域公共交通が将来にわたり持続可能なものになるため、利用率の向上や利用者の満足度の向上、また交通空白地域の解消に向け目標を設定しました。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

全戸アンケートの調査結果や、長期振興計画等各種計画を踏まえ目標を設定しました。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選り出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

全戸アンケートや各種計画から地域公共交通の役割を明確にし、交通空白地域の解消や、地域内移動を担保する公共交通の確保の為の事業を取り組みとして選定しています。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

| | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>自立性・持続性</p> | |
| 1 | <p>事業の実施に向けての準備</p> <p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p> <p>交通空白地域の解消や、地域内移動を担保する公共交通確保のための事業等の案を選定しており、これらの取り組み事業について具体的な内容やスケジュールを検討する為、法定協議会で5回審議を重ねており、年度内におこなう住民説明会を踏まえ法定協議会において決定する予定です。</p> <p>事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p> <p>実証運行期間中の利用者数や、利用満足度を調査することにより評価をおこないます。利用満足度調査については、利用者へのヒヤリング調査や、アンケート等を実施する事により把握するものとします。</p> <p>事業の実施主体が検討されたか。</p> <p>事業の実施主体は引続き法定協議会でおこなう予定ですが、運行主体については今後法定協議会の中で決定する予定です。</p> |
| 2 | <p>事業の実施環境</p> <p>実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p> <p>平成23年度には日中のデマンドバス運行を実施する予定ですが、実施にあたっては国費のほか、信濃町からの負担金、利用者の運賃等を充てて行う予定です。</p> <p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつあるか。</p> <p>住民に自主的に利用を促進してもらう為、広報等を利用した周知を図るほか、住民説明会や、家族送迎を減らすため新たに高校生になる人を対象に学校で説明会を開催し利用促進へつなげる予定です。</p> |

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の規約が、第1回協議会で決定・制定されており、法定協議会の審査事項は、計画の作成変更に関する事、計画の実施に関する事、協議会の運営に関する事、その他協議会が必要と認める事項と規定されています。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には、住民代表者として区長や各種団体の代表者が含まれているほか、全戸を対象としたアンケートを実施し、調査結果について法定協議会で説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映させる仕組みが設けられています。また、今年度中に住民説明会の開催、パブリックコメントの実施を計画しており住民の意見が反映される仕組みが形成されています。

2 協議会における審議

調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

平成21年度に第1回協議会を開催し、審議事項も含む規約等を決定し、以降、連携計画策定に関する調査委託事業者選定、選定したコンサルタントを交えて公共交通の実態・課題の整理、課題改善の為の事業提案等実施しており、次回以降の法定協議会にて連携計画(案)の承認を得る予定です。また、連携計画(案)には法定協議会の意見が適切に反映されています。

協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会会議を公開しているほか、町のホームページに会議資料及び会議録を掲載し会議結果を公開しています。

3 地域関係者の実質的な合意形成

地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会では、自治会の区長や各種団体の代表者が参加して審議しているほか、全戸に対して住民アンケートを実施しました。また、今年度中に住民説明会の開催、パブリックコメントを実施して意見を反映し合意形成に努めています。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。